

球磨村告示第27号

令和8年第3回球磨村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和8年5月18日

球磨村長 大岩 禎一

1 期 日 令和8年5月21日

2 場 所 球磨村議会議場

○開会日に応招した議員

槻木 啓介君

永椎樹一郎君

西林 尚賜君

東 純一君

高澤 康成君

嶽本 孝司君

舟戸 治生君

田代 利一君

○応招しなかった議員

令和8年 第3回 球磨村議会臨時会 会議録（第1日）

令和8年5月21日（木曜日）

場所 球磨村議会議場

議事日程（第1号）

令和8年5月21日 午前10時20分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 承認第3号 専決処分の報告及び承認について（球磨村税条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 承認第4号 専決処分の報告及び承認について（球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 承認第5号 専決処分の報告及び承認について（球磨村介護保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 承認第6号 専決処分の報告及び承認について（令和7年度球磨村一般会計補正予算）
- 日程第7 承認第7号 専決処分の報告及び承認について（令和7年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算）
- 日程第8 議案第41号 財産の無償譲渡について（中園のみんなの家）
- 日程第9 議案第42号 田舎の体験交流館「さんがうら」の指定管理者の変更について
- 日程第10 議案第43号 球磨村に副村長を置かない特例条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 承認第3号 専決処分の報告及び承認について（球磨村税条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 承認第4号 専決処分の報告及び承認について（球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 承認第5号 専決処分の報告及び承認について（球磨村介護保険条例の一部を改正する条例）

- 日程第6 承認第6号 専決処分の報告及び承認について（令和7年度球磨村一般会計補正予算）
- 日程第7 承認第7号 専決処分の報告及び承認について（令和7年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算）
- 日程第8 議案第41号 財産の無償譲渡について（中園のみんなの家）
- 日程第9 議案第42号 田舎の体験交流館「さんがうら」の指定管理者の変更について
- 日程第10 議案第43号 球磨村に副村長を置かない特例条例の制定について

出席議員（8名）

1番	槻木 啓介君	2番	永椎樹一郎君
3番	西林 尚賜君	4番	東 純一君
5番	高澤 康成君	6番	嶽本 孝司君
7番	舟戸 治生君	8番	田代 利一君

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

局長 松本 憲吾	書記 天野 恭平
----------	----------

説明のため出席した者の職氏名

村長	大岩 禎一君	教育長	大瀬 克彦君
政策審議監	門垣 文輝君	総務課長	友尻 陽介君
復興推進課長	蔵谷 健君	税務住民課長	大岩 正明君
保健福祉課長	淋 真也君	産業振興課長	淋 辰生君
農業委員会事務局長	山口 智幸君	建設課長	毎床 公司君
会計管理者	松舟 祐二君	教育課長	毎床 貴哉君

午前10時20分開会

○議長（田代 利一君） おはようございます。本日は第3回臨時会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第3回球磨村議会臨時会を開会します。

日程第 1. 会議録署名議員の指名について

○議長（田代 利一君） 本日の日程は配付してあるとおりですので、日程に従い、日程第 1、会議録署名議員の指名について、会議規則第 1 2 3 条の規定によって指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、5 番、高澤康成君、6 番、嶽本孝司君を指名します。

日程第 2. 会期の決定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日とすることに決定しました。

日程第 3. 承認第 3 号 専決処分の報告及び承認について（球磨村税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（田代 利一君） 次に、日程第 3、承認第 3 号専決処分の報告及び承認について（球磨村税条例の一部を改正する条例）を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） おはようございます。令和 8 年第 3 回球磨村議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席いただき、ここに第 3 回臨時会が開催されますことに厚くお礼を申し上げます。

今回の臨時会では、議案 3 件、承認 5 件を上程させていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、上程の説明をさせていただきます。

上程いただきました承認第 3 号専決処分の報告及び承認について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の報告は、令和 7 年 1 2 月 2 6 日に閣議決定された令和 8 年税制改正大綱を基に、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応をする地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、球磨村税条例の一部を改正するもので、施行日が令和 8 年 4 月 1 日となっていることから、専決処分により改正したところでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田代 利一君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。
ご審議をお願いします。2番、永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 2番です。この条例改正につきましては、先ほど全協で十分ご説明いただきましたので、何らそこに異論申すところではございませんけども、その中に軽自動車税ということで項目がございましたので関連して、軽自動車税の納期が本年度から5月になりました。従前だったら4月でございましたけれども、4月でございますと職員さんの異動等々もありますし、いろんなところから5月になるということになりました。今、実際5月でございますので、今、納期が25日ですね、納期が来ておるんですが、村民の皆さんから、今まで4月だったのが今回5月になったということで、何かお問合せ、苦情等々のお問合せ等々があるのかどうか、ちょっと関連としてお尋ねをしたいと思います。

○議長（田代 利一君） 税務住民課長、大岩正明君。

○税務住民課長（大岩 正明君） お答えします。

例年ですと4月に納付書を送付して、4月の末まで納付いただくというようなところでございまして、それと併せて障害者関係の減免申請を同時に受け付けておりましたけれども、その期間がやっぱり短いという意見は昨年まであっておりました。

今年につきましては5月の連休明けから順次お越しいただいて、今も手続を受け付けているというような状況でございます。

苦情のほうは、昨年ですとやっぱりその減免の手続期間が短いとかいうような声がありましたけれども、今のところ、そういったお声は聞かれておりませんので、順調に進んでいるのだなというふうに思っております。

以上です。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 特段、苦情はないということでございますので、町民の皆さん方もご理解をいただいたと思うんですが、軽自動車税じゃなくて自動車税、普通自動車税が5月末なんです、やっぱり納めるのが。普通自動車もお持ち、軽自動車もお持ちという方が今2台持ちであるとか、いろんな方がいらっしゃるんで、その納期が一緒になりますよね、5月まで、自動車税は6月1日まででしたか、ということになるもので、やっぱりそこに負担感、町民の皆さんの負担感があるのかどうかというのもちょうと今したものですから、今度から軽自動車税が5月になったからということで、町民の皆さん方にお聞きをされたときにはお答えをしました。そういう今いろんな事務処理の問題等々があったので5月になりましたという、ご説明はしましたんですけども、苦情があったのかどうかということと、普通自動車税が5月に来ますので、その負担感があるのかどうかも含めたところでご質問したところでございます。

以上でございます。

○議長（田代 利一君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっております。ほかに質疑などの通告もありませんので、これから採決します。

お諮りします。承認第3号は原案のとおり決定についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第4. 承認第4号 専決処分の報告及び承認について（球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（田代 利一君） 次に、日程第4、承認第4号専決処分の報告及び承認について（球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました承認第4号専決処分の報告及び承認について、提案理由をご説明申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和8年3月31日に公布されたことに伴い、令和8年度から国民健康保険税で新たに子ども・子育て支援納付金の課税を追加するとともに、賦課限度額の引上げと国民健康保険税に係る軽減措置の5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の改正を行うものでございます。

また、県内市町村の国民健康保険事業につきましても、現在、熊本県が財政運営の責任主体となり、中心的な役割を担い、令和12年度からの県下全市町村統一の保険税率となる保険料水準統一に向けて準備を進めております。

熊本県において、令和8年度国民健康保険事業納付金から算定した本村の国民健康保険税率を基に、2月24日開催の球磨村国民健康保険運営協議会へ諮問を行った結果、被保険者の医療費の現状と全国的に後期高齢者の増加に伴う後期高齢者医療費や介護保険給付費が増加している状況を踏まえ、熊本県が示した保険税率への見直しが必要であるとの答申を受けました。

このようなことから、今回、球磨村国民健康保険税条例の一部を改正するもので、施行日が令和8年4月1日となっていることから、専決処分により改正したところでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田代 利一君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。

ご審議をお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があつております。ほかに質疑などの通告もありませんので、これから採決します。

お諮りします。承認第4号は原案のとおり決定することにご異議がありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5. 承認第5号 専決処分の報告及び承認について（球磨村介護保険条例の一部を改正する条例）

○議長（田代 利一君） 次に、日程第5、承認第5号専決処分の報告及び承認について（球磨村介護保険条例の一部を改正する条例）を上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました承認第5号専決処分の報告及び承認について、提案理由をご説明申し上げます。

今回、令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額が引き上げられましたが、税制改正による介護保険料への影響を考慮し、保険料の標準段階が変わり得る第1号被保険者について、算定方法を令和7年度税制改正前と同様となるよう、介護保険法施行令が改正されました。

この改正により、住民税非課税の範囲で就労等を調整した方について、本来、非課税判定となるはずが課税判定となる場合があるため、控除の引上げ分の範囲で収入が増加した場合、該当者の保険料を令和8年度に限り、非課税として判定できるよう改正するもので、施行日が令和8年4月1日となっていることから、専決処分により改正したところでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田代 利一君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。ご審議をお願いします。（発言する者あり）5番、高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） お尋ねです。内容は理解いたしました。課税対象を該当するところが出てきた場合、月額課税対象者を非課税世帯として見ると、ほかの税、村税とかは非課税世帯と課税世帯が出てきますよね。税率は変わってきますが、これはどっちを、課税になるはずの人を今回特例として非課税世帯にするということでありまして、住民税等々の絡みはないんですか。所得に対して課税を掛けますよね。そこはどういうふうに。

○議長（田代 利一君） 保健福祉課長、淋真也君。

○保健福祉課長（淋 真也君） お答えします。

今回の改正に関しては、介護保険のみの関係になりますので、住民税で非課税判定された方に関しては、そのまま非課税判定、課税判定となります。介護保険に限り、そういった税制改正を適用しませんという改正になりますので、介護保険と住民税は全く別の判定ということになりますのでよろしくお願いします。（「介護保険のみということ」と呼ぶ者あり）

○議員（5番 高澤 康成君） じゃあ、介護保険では非課税世帯という位置づけ、こっちは課税という。

○議長（田代 利一君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっております。ほかに質疑などの通告もありませんので、これから採決します。

お諮りします。承認第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6．承認第6号 専決処分の報告及び承認について（令和7年度球磨村一般会計補正予算）

日程第7．承認第7号 専決処分の報告及び承認について（令和7年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算）

○議長（田代 利一君） 次に、日程第6、承認第6号専決処分の報告及び承認について（令和7年度球磨村一般会計補正予算）及び日程第7、承認第7号専決処分の報告及び承認について（令和7年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算）は、令和7年度一般会計及び特別会計の補算予算の議案ですので、2議案を一括して上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 一括上程いただきました承認第6号から承認第7号専決処分の報告及び承認について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、承認第6号令和7年度球磨村一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算では、歳入歳出ともに決算見込みによる補正を行っております。

なお、歳入総額の実績から今後見込まれる事業に備えて、各種基金に積立てを行っております。

また、繰越明許費については、新たに繰越しが必要となった事業及び既に議決していただいた事業の繰越額が変更になりましたので第2表にお示し、地方債についても借入額等に応じた限度

額に補正するものを第3表にお示しをいたしております。

そのようなことから、今回は3億7,762万3千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ60億2,635万7千円として、令和8年3月31日に専決処分をさせていただいております。

次に、承認第7号令和7年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算では、決算見込みによる予算の補正を行っております。

まず、歳入につきましては、県支出金において確定額に合わせて交付金を減額しております。

また、繰越金において決算見込みに合わせて増額をいたしております。

歳出につきましては、保険給付費において決算見込みに合わせ減額しております。

また、国民健康保険財政安定化を図ることを目的として、基金積立金を増額をいたしております。

このようなことから今回は155万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億3,061万1千円として、令和8年3月31日に専決処分をさせていただいております。

以上、専決処分を行いました令和7年度一般会計並びに国民健康保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田代 利一君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから承認第6号専決処分の報告及び承認について（令和7年度一般会計補正予算）を議題とします。ご審議をお願いします。
2番、永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 2番です。今回の補正予算というのは、3月31日現在で確定をしましたといいますか、その部分について各項目、歳出等々、歳入等々についても減額、あるいはということで減額補正がほとんどでございます。理解をいたします。

ただ、今、村長の提案理由の中にありましたように、7ページ、繰越明許費補正ということで、新たに繰越しが必要となった事業を今回掲載をしております。その中で建設課長にお尋ねをいたしたいと思います。共同給水施設整備事業、それと水道水源開発事業、1,700万円と1,600万円が新たに繰越し事業ということで載っております。両方の内容を教えていただければと思いますが。

○議長（田代 利一君） 本会議の途中ですが、答弁調整のため暫時休憩とします。

午前10時39分休憩

午前10時42分再開

○議長（田代 利一君） 引き続き、会議を再開します。建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） 失礼しました。先ほどの繰越しの共同給水施設整備事業につきましては、横井地区の水道施設の整備工事のほうを繰越しのほう、いたしております。

同じく水道水源開発事業、これにつきましては浦野地区と遠原地区のほうを繰越しのほうをしております。

以上です。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（２番 永椎樹一郎君） 地区って言いますか、このどこの箇所かというのは分かりましたんですが、聞きたかったのはどうしてできなかった、この予算を上げました、令和７年度上げたんですが、個人的内容が、どこにこういう、特殊だったのか、どこにどういう原因があって繰越しをしなければならなかったのかというのを聞きたかったものですから、すみません、そこをちょっと教えていただければ。

○議長（田代 利一君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） 横井地区の共同給水施設につきましては、水源地周辺等、もろもろの施設ということでちょっと時間もかかるというところで、補正のほうでこの予算については上げさせていただいているものですから、どうしても期間がある程度かかるということで繰越しのほうをお願いしたところでございます。

水道水源開発事業につきましては、水源の確保ということで、工事内容といたしましてはボーリングをして水源の確保をするというところで、事業を進める中でどうしても進捗というところでうまくいかないところが出てきたり等の理由により繰越しのほうをしております。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（２番 永椎樹一郎君） 分かりました。いろいろな事業を進む上では、いろいろなやはりそういう原因といいますか、どうしてもできる計画でおったけれどもできないという変更は常々でございますけれども、やっぱり補助絡みかどうかは分かりませんが、やはり予算だけを、予算はまたとにかく上げとくと、予算は上げといて、工事が来たらそれができなかったら、もう３月の途中ならしやうがないんです、３月の途中で補正するのはしやうがないんですが、計画では上げといて、実際本当にここをやってみたら時間がかかってしまうとか、いろんなことが出てきますもんですから、やはり予算を上げた以上、もう上げとけばよかったじゃなくて、予算を上げた以上は必ず事業を共にやっていくというのが前提でございますので、予算をつくる上では。ですので、安易にもう時間がなかったけん、繰越しすればよかたいうんじゃなくて、やっぱり予算を上げた以上はいろんな事業を推進していかなきゃいけないのがこれ常でございますので、そこを注意をしてほしいというようなことでお願いをしたところでございますので、原因が分かっているのはいろいろありますのでそれは理解しますけれども、今後そういうのを皆さん方

で共有していただければと、総務課長、お願いをしたいと思います。どうでしょうか、総務課長。

○議長（田代 利一君） 総務課長、友尻陽介君。

○総務課長（友尻 陽介君） 繰越し事業につきましては、会計の原則としてその年度で終わることが当然のことだと思います。繰越しであったり、事故繰越しであったりという事業につきましては、特別な事情がないとできないことになりますので、そういうところも管理職で共有して、その年度で終わるように努めていきたいと思います。

○議長（田代 利一君） ほかにありませんか。3番、西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 3番です。令和7年度の予算が確定をしたということで、3月定例議会のときにちょっと先走ってしまいましてお聞きしたんですけれども、毎年この6月に話題にはなりますけれども、予算書30ページの高校生教育支援補助金ということで、当初予算が342万ということで、78万5千円の減額といったところで、この支援制度が始まって3回目になりますか。初年度50%ぐらい、昨年度60数%、今回77%ということでかなり努力をされてきたらうなというふうに思っておりますけれども、予算と実績からいくと13件分ぐらいの申請がなされていないということで、この辺は税金等々の未納といった部分があるかと思いますが、その辺の内訳をちょっと教えていただきたいと思います。申請を全くされていない、税金等々の未納がある、この13件の内訳を教えていただきたいと思います。

○議長（田代 利一君） 教育課長、毎床君。

○教育課長（毎床 貴哉君） お答えいたします。

今回、42件申請をされておられますけれども、こちらのほうにつきましては申請された方全員交付決定となっております。この申請された方には未納の方という方はおられない状況でございます。

すみません、13件の内訳というところなんでございますけれども、こちらにつきましては、どれだけの方が13件、あくまでもこの13件というのは当初は57件というところで見込んでいたところですが、あくまでもこちらのほうはどの方が未納なのかというところでは調査はこちらではしておりません。あくまでも申請主義というところで、それから未納であるかどうかというところは確認してから交付決定というようなところでこの助成金のほうはしているというような状況でございますので、13件のうち、どなたが未納かというところは不明なところがございます。

○議長（田代 利一君） 西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 13件余りがもらえてないというところで、毎回6月あたりでこの話になろうかと思いますが、やはり同じ家庭が税金等の未納で補助金がもらえないということになっているんだろうと思っておりますけど、その辺はやっぱりそこを税務課あたりと教育

委員会、その辺の話を恐らくこの3年間、同じ家庭がそういうことになっているんだろうと思いますけども、そういう話をされているのか、税金等々の未納でもらえないということに対して庁内で話し合いの場を持たれているのか。その辺もちょっと何かあればお聞きをしたいと思います。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） まず、今回、私自身……

○議長（田代 利一君） 起立。

○村長（大岩 禎一君） 今回、私の就任以来、この学校の高校生の教育支援、これに申請がなされていないということで、これについては税の未納の方々は補助の申請ができないというようなことになってございます。

それといろいろな経済対策等の予算についても、税の未納等については支出ができないということになっています。

いろいろ故意のものではなくて、悪質なものではなくて、結果として生活して、あるいは事業を進める上で失敗して未納となった場合は一時滞納等があるかと思います。そういった場合にも、私の信念としても誰一人取り残さないというようなことを考えてございますので、弁護士のほうに相談を当時、淋課長に代表して行っていただいてしました。

最終的に結論から申しますとこの教育支援、あくまでも子どもの教育支援です。悪質ではない限り、やっぱり納税相談とか分納とか、そういったような税の納税を約束いただくような、悪質ではない方については、あくまでも高校生の支援ということで出せるように今後は変えてくださいということを確認して指示をしてあります。

それと経済対策等のこういった村単独の事業の予算等についても、いろいろ一度、農業関係で失敗してその投資で焦げついていると、納税まで至らなかったと、でもそれが改善して経営がある程度落ち着いてきたので分納しても構いませんというようなことになってきた場合には、悪質じゃない限りは、これも補助を出せるように、それは問題ないというようなことを、一応、この解釈として私は自分自身はそういう解釈、確認をしたところですので、そういったところの支援をしていけば、こういうような高校生支援、来年以降は減ってくるんじゃないかなろうかと私は思っています。

以上です。

○議長（田代 利一君） 西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 今年度、かなり改善をされているといったところで、毎年、何百万円も減額されているという状況で何とか、せっかくあるこの支援金ですので、皆さん高校に出されている家庭がその補助金をもらえるようにというところで、今、村長がおっしゃられたようにできるだけそういうことができるようにやっていただければというふうに思っております。言

われたとおり、高校生支援だけじゃなくて、いろんな対策の支援金、その辺も含めて今後とも取り組みのほどをよろしく願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（田代 利一君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） すみません、私が答弁しました補足といたしまして、未納がないというようなところで申請をされた方で未納がなかったというふうに申しましたけれども、申請の状況でこちらの税務課と一度確認はしているところです。そして、未納があったというようなときには、ご本人さんに連絡をして納めてもらってからというようなところで対応しているところでございます。

○議長（田代 利一君） ほかにありませんか。2番、永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 予算書の15ページに今回インターネット接続のサービスの委託料で356万2千円が減額になっておるんです。これは単にもうインターネットをお辞めになったといいますか、いろいろな要因があるんだろうと思う。だから、委託料が入ってこなかったから減額をされているんだろうと思いますけれども、主な要因というのをちょっと教えていただければと。

○議長（田代 利一君） 総務課長、友尻陽介君。

○総務課長（友尻 陽介君） 当初450件で見込んでおりましたインターネット接続サービス利用料ですけど、現在の利用者というのが397件ということで50件程度減ってますので、その分で収入が減ったということになります。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 当初はこれだけという、どうしてそれを400というような計画をしとったというのは分からない、見込み違いだった。何件かを予算だけをしたときに何件だったのかというのは分からなかった。

○議長（田代 利一君） 総務課長、友尻陽介君。

○総務課長（友尻 陽介君） 450件見込んでおまして、転出等に伴いましてインターネット接続を辞められたということで減ったという現状になっております。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 内容は分かりました。

私、思うんですが、やっぱり現在の中でインターネットを利用したいろんな情報が、やはり村民の皆さん方に行き渡るようなやっぱり時代をつくっていかなくちゃいけないんだろうと思います。やはり災害の情報だったり、いろんなのをゆくゆくはテレビあたりで、テレビのチャンネルで見れば、そういう防災、今、台風がこう来ている、こういう状況が分かるようなデジタル社会とい

いますか、そういうのがやっぱり理想、今後やっぱりそういうのもしていかなきゃいけませんし、もちろん議会も今回は村長に予算を立てていただきました、この議場の中をインターネットで見れるようなことも予算をつけていただきましたので、議場の中もそういうことで変わっていくんだらうと思いますので、できればやっぱりインターネットをこれからの社会の中で私は十分、必要性があると思っておりますので、ぜひインターネットもなかなか4千幾らでしたか、4千円くらいだよ。なかなかその強制ではできませんけども、そこに高齢者の方はその分は半額は助成して半分とか、何かいろんな中でぜひ村民の皆さん方がインターネットをご利用いただくような社会といいますか、そういう構築ができればなと思っておりますので、総務課長か村長でもよかとですけど、どういうお考えかちょっと教えていただければ。

○議長（田代 利一君） 友尻陽介君。

○総務課長（友尻 陽介君） 今、転出等で減ったということもございますが、現在は携帯電話もインターネットに接続してスマートフォンなどの普及によりまして、そちらの契約で事足りるということもあるのではないだろうかと思います。

そういった減免であったりとかというところは、また今後いろいろ検討して、高齢者でも簡単に使えるような講習とかも踏まえながら検討していければと考えております。

○議長（田代 利一君） 西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 予算書21ページ、企画費の中の結婚新生活支援事業補助金ということで、120万円ほどを減額ということになっておりますけども、これ、昨年度も多分ゼロだったと思います。昨年度、その前か、その実績等が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） この支援事業の補助金につきましては、結婚された方につきまして住宅の取得、それから賃貸借、それから引っ越し費用、リフォームについて補助する仕組みになっておりますけれども、今回はこれに該当される方はおられなかったということでおとさせいただきましたけれども、実は中には夫婦の所得合計が500万円未満であることとか、そういう所得の制限ともございますのでなかなかそれに合わない方々もおられるということで、今回こういうふうに結婚された方もおられなかったということもありますけれども、該当された方は今回はいなかったということで、これはやはりなかなか難しいこととございますけれども、そういう方ができるような、増えていくようなことになっていければと思います。

以上です。

○議長（田代 利一君） 西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） これ、2年連続ゼロなんですよね。やっぱり、今、課長が言われたようにいろんな要件、条件があろうかと思いますが、やっぱり2年連続ゼロということに

ならないように、せっかく設けた制度でありますので、何とか要件を緩和してでも支給につなげるというか、そういうことを考えていけないんじゃないのかなというふうに思っておりますので、なかなか時代が結婚をするという人が少なくはなってきたてはおりますけれども、やっぱりこの辺をしっかりとアピールをしていただいて、少子化・人口減少というところの対策につなげていっていただきたいというふうに思いますので、その辺のお考えを村長でも構いません、課長でも構いませんけど、そういったところのちょっと思いをお願いしたいと思いますが。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 議員ご指摘のとおり、これは給付が目的ではなくて、少子化対策、子どもを産み育てるところにつながってくるわけで、若い人になるべく結婚、若い人だけに限らずですけれども、結婚を促進したいという思いでこの施策がなっております。そういった意味でそういう支給に当たっては要件の緩和等も行いますけれども、そういう結婚していただいて、そして定住していただいて子どもを産み育てると、そういったような施策については、私自身もここに参りまして少し手薄であるというふうに思っております。専門の方もいらっしゃる。ほかの町村にあっては結婚の相談員、秘密を守った中でのうまくプライバシーの部分のしっかりと守った中でのこの結婚の推進という取組をなされているところもございます。そういった点をぜひ球磨村のほうも少しは取り入れていくべきじゃないかと考えておりますので、今後、執行部の中で検討していきたいというふうに思っております。

○議長（田代 利一君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言がっております。ほかに質疑などの通告もありませんので、これから採決をします。

お諮りします。承認第6号は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第7号専決処分の報告及び承認について（令和7年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算）を議題とします。

ご審議をお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言がっております。ほかに質疑などの通告もありませんので、これから採決します。

お諮りします。承認第7号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第8. 議案第41号 財産の無償譲渡について（中園のみんなの家）

○議長（田代 利一君） 次に、日程第8、議案第41号財産の無償譲渡について（中園のみんなの家）を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました議案第41号財産の無償譲渡について、提案理由をご説明申し上げます。

日本財団の支援により、令和2年7月豪雨で被災した公民館に代わるみんなの家が整備されており、今般、中園みんなの家が完成し、事業主体の一般財団法人熊本県建築住宅センターから球磨村へ寄贈され、村から中園班へ無償譲渡することになります。

村有財産を無償にして譲渡するに当たりましては、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田代 利一君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。ご審議をお願いします。2番、永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 中園のみんなの家の無償譲渡については、理解をいたしておりますが、みんなの家があるところから役場に行く橋、何橋っていうんでしょうか、あそこまでの、以前です、道路のかさ上げといいますか、道路の線形を変えるとといいますか、そういうのが何かあったと思います。そうしたときに、今現在あるみんなの家のところというのは影響は特段あるのかないのか、計画的にどういう計画か、何か以前、そういう線形もというのがありましたので、分かればちょっと教えていただきたいと思います。関連で申し訳ございません。

○議長（田代 利一君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） 県道の高沢一勝地線になるかと思いますが、中園の国のほうのかさ上げが終了して、その後で県でかさ上げのほうを行ったところで、みんなの家、それに合わせて道路の改良ということで一応計画のほう、県のほうで練っていただいております。まだ正式な線形というか、まだ県と国のほうで一応されておるような感じなんですけど、一応、みんなの家に影響はないようにそういうような形で国道も関連してきますので、交差点となるので、周辺の。考慮して線形のほうは入れられて、影響はないように線形を入れてもらうような形でされると聞いております。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（２番 永椎樹一郎君） 今、課長がおっしゃったこと、国道の平面交差と県道があって、その改良等々があるという中で、今ガードレールもコンクリートブロックで上げて県道のほうはしてあります、ガードレールは。だから、そういうかさ上げをしていった中で、かさ上げといえますか県道の改良をしていく、今度は側道の国道との交差点ですよね、あの内側の。そこをしたときにみんなの家がこうしているもので、今後あそこの改良をしたときに、果たしてみんなの家のところは本当に影響がないのかなといつもあそこを通るたびに疑問に思うもので、ちなみにみんなの家の建物については無償譲渡ですけど、あの土地についてはどこの土地なんですか。

○議長（田代 利一君） 総務課長、友尻陽介君。

○総務課長（友尻 陽介君） 中園班の方々の中では共有名義ということになってきます。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（２番 永椎樹一郎君） たしか中園何人組というようなところがあそこをお持ちだと思います。役場の今借りておられる駐車場についても、その方達の土地だろうと思うんですけど、そういうところの中でみんなの家ができたのはいいんです、みんなの家ができたのはいいんですけど、その後のことをちょっと考えたもんですから、本当にあの場所でよかったのかなとちょっと思いましたもんですから、影響がないということであればそれでいいんですけど、いずれにしろ、みんなの家のところから大分上がってきたときに道うえになるような感じもちょっとこう考えたもんですから、関連で。影響がないということであれば、それで構いません。

以上です。

○議長（田代 利一君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっております。ほかに質疑などの通告もありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第４１号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４１号は原案のとおり可決されました。

日程第９．議案第４２号 田舎の体験交流館「さんがうら」の指定管理者の変更について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第９、議案第４２号田舎の体験交流館「さんがうら」の指定管理者の変更についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました議案第42号田舎の体験交流館「さんがうら」の指定管理者の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和8年第2回球磨村議会定例会において議決いただきました田舎の体験交流館さんがうらの指定管理者の指定について、現在、指定管理者である田舎の体験交流館さんがうら運営委員会が令和8年5月末で解散し、令和8年6月1日から合同会社さんがうらに事業承継されることから、合同会社さんがうらを新たな指定管理者の候補者に選定いたしましたところでございます。

指定管理者の指定につきましては、球磨村公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田代 利一君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。ご審議をお願いします。4番、東純一君。

○議員（4番 東 純一君） 4番です。全協のときに説明はしていただいたところではございますけれども、田舎の体験交流館さんがうら運営委員会から合同会社さんがうらに入れ替わるといことで、私も中山間の役員をしておるもんですから、全協の質問とまたちょっとかぶりかもしれませんが、中山間の組織をつくっている者として、さんがうらサポーターということで活動とか支援とか図表にしておりますけれども、この中身についてちょっとやっぱり気になるところがあるんです。それというのは、やはり合同会社さんがうらの総会がまだ開かれておらないというところでありましょうから、その総会の会議の中において実際どのような活動だったり支援というのは決定をされるということによろしいでしょうか。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） さんがうらサポーターズにつきましては、これから設立総会を開くということで聞いておりますけれども、やはり合同会社さんがうらだけでは人員的には難しく、そういう経験者、農業とかという方々の経験者というのも地域の中にたくさんおられますので、そういう方々がやっぱり協力していくという形が一番望ましいのではないかなと思っていますので、確かに中山間、棚田保存会の方もこの中にはメンバーとしては入っていただくように今聞いておりますけれども、やはり農村RMOもそうなんですけれども、棚田の保全とかもこの中には入っておりますので、三ヶ浦だけではなくて、球磨村の中には三ヶ浦の棚田保存会もそれぞれに分かれて活動しておられますので、そういう方々とそういうところにも例えばフットパスであるとか、よそから来られた方が地域を回っていただきながら、このそれぞれの地域の棚田とか、そういうのを見ながらそういう散策していただくということもございます。もちろんその中で、いろんな料理とか出していただければ、その料理とかも買っていただけるのかなと思って

いますので、やはり三ヶ浦だけではなくて、地域の棚田のほうも回りながらそこにもお金が落ちていく仕組みをつくっていかねばならないと思っています。

ただ、先ほどもありますように中山間直接支払制度というものの補助金もございますので、やはりこれとかぶってしまうとどうしても補助金の性質上成り立ちませんので、そことかぶらないようなやり方というのものもあるかと思ひますし、どうしてもその地域を守るために棚田を守るためにその地域の方がさんがうらにお願いするのであれば、その中山間の支払い制度の中のお金をいただいておりますので、その中から支払いをしていただきながらさんがうらはそれを請け負うという形はできるかと思っていますので、そういうふうに補助金の使い方についてはしっかり村のほうも管理しながらやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（田代 利一君） 東純一君。

○議員（４番 東 純一君） 今、おっしゃるとおりだと思います。いろいろ中山間の組織もあります。合同会社さんがうら、その補助金等々もいろいろありますので、そのすみ分けといいですか、そのところはかぶらないようにしていただきたいと思ひますし、フットパスとかいろいろやっておられますよね。それぞれの棚田保存会の団体もこの総会にも多分呼ばれると思ひますし、協力もお願いされるんじゃないかなとは思ひます。そういう中で今おっしゃったようにフットパスであるとか、今度は一勝地のほうの棚田のほうをフットパスを考えておられるということであつたと思ひます。球磨村全体を巻き込んでといひますか、そういうようなところを取り込んで提供されるのであれば、球磨村全体を眺めながら、そのような活動を広げていただいて、みんなでこう味わっていただくといひか、みんなで取り組むといひところを進めていただきたいと思ひますので、どうぞその辺のところをよろしく今後ともお願いしたいと思ひます。

以上です。

○議長（田代 利一君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があつております。ほかに質疑などの通告もありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第４２号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４２号は原案のとおり可決されました。

日程第１０．議案第４３号 球磨村に副村長を置かない特例条例の制定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第10、議案第43号球磨村に副村長を置かない特例条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました議案第43号球磨村に副村長を置かない特例条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

令和2年7月豪雨災害を受けて、急速に人口減少が進んだことから、議会におかれましては身を切る改革として議員定数を2名削減されました。

また、人口減少のほか、復旧・復興も一定の進捗が図られたこと、また、私には長年の県庁職員として行政経験がございますので、今回、行財政改革の一環として副村長を置かない判断をいたしました。副村長を置かないことで私と職員間の意思疎通が直接的になり、業務に反映するスピードが増し、さらに管理職が持っている能力を最大限に引き出すとともに、管理職の責任と自覚を向上させるというプラスの要素に転じていきたいというふうに考えてございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田代 利一君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。ご審議をお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があつております。ほかに質疑などの通告もありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第43号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第44条の規定により、本臨時会で議決された事件について、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

----- . ----- . -----

○議長（田代 利一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。これで本日の会議を閉じたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。これで、令和８年第３回球磨村議会臨時会を閉会
します。お疲れさまでした。

午前11時20分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員